

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年10月1日
【会社名】	大王製紙株式会社
【英訳名】	Daio Paper Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐光 正義
【本店の所在の場所】	愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っています。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見2丁目10番2号
【電話番号】	(03)6856-7515
【事務連絡者氏名】	財務部長 井川 準一
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2018年7月23日
【発行登録書の効力発生日】	2018年7月31日
【発行登録書の有効期限】	2020年7月30日
【発行登録番号】	30 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【発行可能額】	50,000百万円 (50,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段( )書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2018年10月1日(提出日)であります。
【提出理由】	2018年7月23日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出いたします。
【縦覧に供する場所】	大王製紙株式会社東京本社 (東京都千代田区富士見2丁目10番2号) 大王製紙株式会社大阪支店 (大阪市中央区備後町4丁目1番3号) 大王製紙株式会社名古屋支店 (名古屋市中区丸の内1丁目16番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金(未定)円を社債総額とする大王製紙株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(以下「本社債」という。)(別称:大王製紙グリーンボンド)を、下記の概要にて募集する予定です。

各社債の金額 : 金1億円

発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(注)元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社を予定していますが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件等については、利率等の決定日に決定する予定です。

### 3【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額(未定)円(発行諸費用の概算額は未定)

#### (2)【手取金の使途】

(訂正前)

設備資金、投融資資金、コマーシャル・ペーパー償還資金、借入金返済資金及び運転資金に充当する予定であります。

(訂正後)

設備資金、投融資資金、コマーシャル・ペーパー償還資金、借入金返済資金及び運転資金に充当する予定であります。

なお、本社債の発行による手取金については、全額を当社三島工場に増設している難処理古紙(ピニール等が付属する、これまで再利用が困難であった古紙)の有効活用に関する設備、及びバイオマスボイラーによる発電設備にかかる資金に充当する予定であります。なお、実際の充当時期までは、現金または現金等価物にて管理します。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<大王製紙株式会社第（未定）回無担保社債（社債間限定同順位特約付）に関する情報>

### グリーンボンドとしての適格性について

当社は、本社債についてグリーンボンド発行のために国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」（注1）、環境省の「グリーンボンドガイドライン2017年版」（注2）及び国際NGOである気候ボンドイニシアチブ（CBI）の気候ボンド標準（v.2.1）（注3）の要件を満たすグリーンボンド・フレームワークを策定し、第三者評価機関であるDNV GL ビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社（以下「DNV GL」という。）よりセカンドパーティオピニオンを取得しております。

また、本社債が第三者評価を取得することに関し、環境省の平成30年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業（注4）の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるDNV GLは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

- （注1）グリーンボンド原則（Green Bond Principles）とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。
- （注2）グリーンボンドガイドライン2017年版とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表したガイドライン。
- （注3）気候ボンド標準（v.2.1）とは、気候ボンドイニシアチブ（CBI）が、当該債券がパリ協定における2目標と一致していることを、厳格な科学的基準に基づいて保証する基準。
- （注4）グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすもの。
- (1)グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること
- 主に国内の低炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）
  - ・調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの
  - 低炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業
  - ・低炭素化効果 国内のCO<sub>2</sub>削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
  - ・地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等
- (2)グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること
- (3)いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと

### グリーンボンド・フレームワークについて

当社は、グリーンボンド発行を目的として、グリーンボンド原則2018が定める4つの柱（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートニング）に従ってフレームワークを以下のとおり策定しました。

#### 1. 調達資金の使途

グリーンボンドで調達された資金は、以下の適格クライテリアのいずれかを満たす適格プロジェクトに関連する新規又は既存の資金拠出へ充当します。

既存の支出のリファイナンスに充当する場合は、当該グリーンボンドの発行日より遡って24ヶ月以内に実施された支出とします。

#### (適格クライテリア)

- ・難処理古紙の有効活用（グリーンボンド原則2018のカテゴリー：汚染防止と管理）
  - 難処理古紙設備の開発、建設、運転、改良及び拡張に関連する新規又は既存の支出。

#### 1) 取組み内容

当社は、2018年度から2020年度までの3年間を対象期間とする第3次中期事業計画において、当社三島工場が持つ強みのひとつである国内屈指の難処理古紙の選別・パルプ化技術を生かして、当社グループ会社の保有する金属・プラスチック等の自動選別技術を古紙処理設備に組み込み、難処理古紙を有効活用します。今後、更にこの技術を磨き、板紙生産における難処理古紙の使用比率を約30%まで高めることを当面の目標としています。

\* 難処理古紙とは未選別でビニール等が付属する古紙の中で、これまで再利用が困難であったものを指し、当社が独自に定義づけしているもの。

#### 2) 詳細

(1) 難処理古紙を段ボール原紙等の原料として再利用するための設備を新設します。

(2) また、難処理古紙から紙原料になる部分を選別する際に、付属するビニール等のゴミが出ますが、これらを単純に焼却処分するのではなく、焼却時に発生する熱エネルギーを利用し、発電及び抄紙の際の乾燥工程へも併せて活用する計画です。

(3) これらを実行することにより、以下の環境改善効果が見込まれます。

##### 廃棄物の削減

本来紙ゴミであったものを紙原料として再利用することで、廃棄物を削減することが可能です。

##### CO<sub>2</sub>排出量の削減

紙ゴミとして廃棄（焼却処分）される量が減少するため、焼却時に発生していたCO<sub>2</sub>削減が見込まれます。

##### 廃棄物由来燃料による発電

廃棄物の焼却で得た蒸気と電力は、工場にて生産活動に利用し、化石燃料由来のエネルギー利用量低減に繋がります。

・ バイオマスボイラーによる発電設備（FITボイラー）の増設（グリーンボンド原則2018のカテゴリー：再生可能エネルギー）

黒液100%を燃料とする、バイオマスボイラー設備の開発、建設、運転、改良及び拡張に関連する新規又は既存の支出

#### 1) 取組み内容

当社は、持続的成長に向けた基盤構築のため、第3次中期事業計画の中でFIT制度を活用したバイオマス発電の取組みを掲げています。今後も当社グループでは、再生可能エネルギーの有効利用を通じて、環境負荷低減の取組みを継続していきます。

#### 2) 詳細

(1) パルプ製造工程で発生する「黒液（リグニン：木の樹脂由来）」を燃料として発電するボイラーを新設します。

(2) なお、新設するボイラーは100%黒液を燃料として発電します。

（設備の起動・停止時を除く）

(3) これらを実行することにより、以下の環境改善効果が見込まれます。

##### CO<sub>2</sub>排出量の削減

当該設備の増設により、化石燃料による発電を行った場合と比較して、CO<sub>2</sub>排出量の削減が見込まれます。

## 2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

当社は、国際資本市場協会（ICMA）の定めるグリーンボンド原則2018、環境省の定めるグリーンボンドガイドライン（2017年版）、及び気候ボンドイニシアチブ（CBI）の定める気候ボンド標準（v.2.1）との整合性のあるプロセスを経て、当社グループ経営理念、DAIO地球環境憲章、グループ長期ビジョン、第3次中期事業計画及び適格クライテリアと合致する適格プロジェクトを選定し、グリーンボンドによる調達資金を充当します。

上記プロジェクト選定プロセスに基づき、1)当社の財務部及びCSR部が適格プロジェクトの候補を選出しました。2)この選出したプロジェクト候補については、関係部署等と協議した上で、代表取締役が最終決定します。

また、適格プロジェクトに関連する環境リスクは、1)設備新設・増設に伴う利用電力増加によるCO<sub>2</sub>排出量の増加、2)板紙増産による排水量増加、3)難処理古紙の搬入車両増加による構内での排気ガス増加、4)古紙に付随するビニール等に含まれる塩素分が焼却処理されることによるダイオキシン類の発生可能性が想定されます。

これら想定される環境リスクに対し、当社はリスク緩和策として以下の対応策を実施しています。

#### 1)法令等の遵守

##### (1)環境関連法令の遵守

当社グループは、コンプライアンス活動の一環として、全ての役員・社員に環境関連を含め、全ての法規制を遵守するように徹底しています。

##### (2)環境アセスメント

各設備の所在する地域の環境影響評価条例に従い、必要に応じて環境影響評価や大規模な開発事業の実施に伴うネガティブな環境影響の可能性低減のための調査を実施しています。

##### (3)廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）

廃棄物処理法に基づき、所在の都道府県知事による設置許可を取得の上、運営しています。

設置許可取得にあたっては、環境省令にて規定された周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施しており、いずれの適格グリーンプロジェクトもかかる要件を充足するものとなっています。

また、当該設置許可は、大気環境基準の確保が許可の前提となっていることから、当該適格プロジェクト施設周辺は大気環境基準を満たすものとなっていると評価できます。

##### (4)廃棄物処理施設生活環境影響調査

いずれの適格プロジェクトにおいても、廃棄物処理施設生活環境影響調査及び、大気質・騒音・振動・悪臭・水質・地下水関連への環境影響調査を実施しております。

##### (5)バイオマス発電にかかるプロジェクト

バイオマスボイラーによる発電設備は、FIT制度を活用しており、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法改正法に基づいて策定された、事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）及び再生可能エネルギー固定価格買取制度を遵守しています。これら法令は、土地及び環境評価など環境保全のために必要な措置についてガイダンスを示すものです。

#### 2)実務的な対応

(1)当該設備を新設又は増設する工場では自家発電を行っており、使用電力増加分については自家発電で賄う計画であり、また、当社では、バイオマス燃料や廃棄物燃料を利用した発電設備による、環境負荷の低いエネルギーを積極的に活用する計画です。

(2)難処理古紙等のグレード（品質）の低い古紙処理では、工場排水を再利用した再生水を使用することにより、新たな排水の増加を抑制します。また、工場排水は全て排水処理設備を通じて環境に影響を及ぼさない形で排出しています。

(3)工場内での物流レイアウトや搬入及び効率改善策を実施し、構内移動に伴う排気ガス増加を抑制します。

#### 3. 調達資金の管理

調達資金の充当及び管理は、当社財務部が実施します。

財務部では、関係部署と連携の下、当社にて規定した管理フローに従い対象となるプロジェクトの予算と実際の支出を月次で追跡管理します。調達資金の充当状況についても、併せて月次で管理します。

また、調達資金の支出に関連する資料は、法令及び文書取扱規程等の社内規程に従い管理します。

なお、調達された資金の大半は発行から約2年で支出予定です。調達資金の充当が決定されるまでの間は、当社が資金と等しい額を現金又は現金同等物にて管理します。

#### 4. レポートニング

各適格プロジェクトへの資金充当状況及び環境への効果について、年1回レポートニングします。

##### 1) 発行体によるレポートニング

###### (1) 資金充当状況レポートニング

当社は、グリーンボンドで調達した資金が償還されるまでの間、資金充当状況について、年1回コーポレートレポート及び当社ウェブサイトのいずれか（又は両方）にて開示予定です。

なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当開始後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示します。

###### (2) インパクト・レポートニング

グリーンボンドで調達した資金が償還されるまでの間、資金充当された適格プロジェクトの進捗状況及び環境改善効果を示す以下の指標等について、年1回コーポレートレポート及び当社ウェブサイトのいずれか（又は両方）にて開示予定です。

- ・ 難処理古紙の有効活用

- 難処理古紙再利用による廃棄物の削減量

- 古紙に付属するビニール等のサーマルリサイクルによる発電量

- 上記 及び を実施することによるCO<sub>2</sub>排出量削減量

- ・ バイオマスボイラーによる発電設備（FITボイラー）の増設

- 化石燃料使用時と比較したCO<sub>2</sub>の削減量

##### 2) コンプライアンス・レビュー

当社は、第三者評価機関であるDNV GLと適格プロジェクトが大王製紙グリーンボンド・フレームワークに適合しているかを評価するための発行後、年次レビュー契約をDNV GLと締結します。本発行後年次レビューは、調達資金の大半の充当が完了する見込である約2年後まで取得します。3年後以降については、資金の充当状況に応じて定期レビューを取得するかを判断します。